

避難行動要支援者支援制度について

○避難行動要支援者名簿とは

災害時に自力での避難が困難な人（避難行動要支援者）の情報が記載された名簿です。この名簿の情報（住所、氏名、連絡先など）を避難支援等関係者と共有することで、普段の見守りや災害があったときの手助けなど、地域の助け合い（共助）の力を強くすることを目的としています。

平常時から名簿情報を共有するためには、ご本人からの同意が必要ですが災害発生時等緊急の場合には、同意が無い人についても必要な範囲で名簿の情報を提供することがあります。（災害対策基本法第49条の11第3項）

○避難行動要支援者の対象になる人

生活の基盤が自宅にある人のうち、次のいずれかに該当する人です。

- ・ 要介護認定を受けている人（要介護1～5）
- ・ 身体障がい者手帳の1、2級（総合等級）で第一種の人
（心臓、腎臓機能障がいのいずれかのみで該当する人は除きます）
- ・ 療育手帳Aの人
- ・ 精神障がい者保健福祉手帳1～2級で単身世帯の人
- ・ 市が実施する生活支援サービスを受けている難病患者
- ・ 上記以外で市が支援の必要を認めた人

○名簿情報の提供先(避難支援等関係者)

- 伊万里有田消防本部
- 伊万里警察署
- 社会福祉協議会
- 民生委員・児童委員
- 地元自治会（区長・防災会長）

問合せ先：伊万里市役所福祉課 福祉総務係

電話 0955-23-2120

Fax 0955-22-7650

e-mail fukushi@city.imari.lg.jp

災害に備える「個別避難計画」の取り組みについて

○どうして個別避難計画を作るのか

避難をする時に支援（手助け）が必要と思われる「要支援者」を災害から守る可能性を高めるため、一人ひとりの状態にあった避難方法などを、ご本人やご家族に事前に考えてもらうために作成していただくものです。

○なぜ災害前からの情報共有が必要なのか

災害の規模によっては、消防や警察など公的機関だけでは十分な支援ができないことがあります。そのようなとき、地域で何ができるのか、何をしておくべきなのか考えることが必要です。このため、同じ地域に住んでいる支援者が要支援者の状況を事前に知っておくことで、普段の見守りや災害時の手助けをするための準備ができるようになります。

○災害に備えて準備しておくこと

日頃から「どこに避難するか」、「何を持っていくのか」、「どうやって避難するか（誰に手伝ってもらうのか）」などを考えておきましょう。

○災害が発生しそうなときは

災害が起きたときに、必ず支援（手助け）があるとは限りません。近くに住んでいる支援者も動けない可能性があるからです。

日頃から準備をしておくことと、早めに自分の安全を守るための行動が大切です。

地域における支援は支援関係者自身や家族の安全を確保したうえでの対応が前提で、支援関係者に責任や義務を負わせるものではありません。